割負担の導入に伴い、

すべ

が9月30日までとなってい

新しい被保険者証の有効期限は、9月30日までとなります。

医療機関にかかる際の自己負担割合は、令和4年度(令和3

ての方の保険証の有効期限

ますので、ご注意ください。

月以降お使いいただく

りします。

区分

現役並み

所得者

般所得者等

区分

現役並み

所得者

一定以上

·般所得者等

また、

10月からの窓口2

下旬までに簡易書留でお送

保険者証

(藤色)

は、

7 月

なります。

月1日からの新しい

自己負

担割合

3割

1割

自己負

担割合

3割

2割

1割

後

期

齢

矢

療 被

保

険

証

が

8

月

に

更

新

さ

れ

請を行って認定された場合

お、

現在ご利用の

被保

険者証は、

8月1日から使

〔有効期限〕

(負担割合)

問い合わせ先までご連絡く

○令和4年9月30日まで

145万円未満の場合

○令和4年10月1日から

145万円以上の方がいる場合

認のうえ、ご不明な点は ましたら、記載内容をご確 簡易書留でお送りします。

新しい被保険者証が届き

判断基準

同じ世帯の被保険者の中に、住民税課税所得が

同じ世帯の被保険者の中に、住民税課税所得が

判断基準

保険証は、

9月下旬までに

年中)の住民税課税所得や収入に応じて、以下のとおりとなります。

ださい。

9

用できなくなります。

険者証 ます、 有効期限が7月31日までと お持ちの方) 蔵以上で一定以上の障害を 歳以上の方 後期高齢者医療被保 (オレンジ色) に交付してい (または は さ

細断して処分していただく 内容が読み取れないように 古里出張所までご返還くだ 有 住民課総合窓口または 効期限が切れた後 は

場合があります】

の対象外となります。 民 税課税 所 得 以下 が

【3割負担の対象外となる

に該当する場合は3割負担 45万円以上でも、

ま **d** 世帯の被保険者の、 ま ①昭和20年1月2日以降牛 れの被保険者および同じ 賦課の

満たし、 額が210万円以下の場合 もととなる所得金額の合計

での収入額がつぎの条件を ②令和3年1月から12月ま 基準収入額適用申

同じ世帯の被保険者の中に、住民税課税所得が 145万円以上の方がいる場合

以下の①②の両方に該当する場合 ①同じ世帯の被保険者の中に住民税課税所得が

28万円以上145万円未満の方がいる ②「年金収入」と「その他の合計所得金額」の所得のある方

合計額が、被保険者1人の場合は200万円 以上(2人以上の場合は320万円以上) 同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得がいず れも28万円未満の場合

または上記①に該当するが②には該当しない場合

※10月からの自己負担割合は、8月下旬頃に判定しますので、 それまで は判定結果についてお問い合わせいただいてもお答えできません。

> 額 額 減 うい 適 額 用認 認 7 定 証 定 及 負 び **D**

担限 度 適 用

証の自己負担割合が軽減後 おります。 場合は、申請を不要として が必要でしたが、今回から が520万円未満 ありますので、ご確認くだ のものとなっている場合が とを奥多摩町で確認できる 対象の方が条件を満たすこ 被保険者全員の収入合計 〔被保険者が2人以上〕 これまで、毎年必ず申請 お送りする保険 額

収 入合計額が520万円以 いる場合は、その方との収 に加入する70~74歳の方が (383万円以上でも、 世帯に他の医療保険制度 入額が383万円未 同 満

、被保険者が1

額 標 準

あり、 過去に交付されたことが 8月以降対象となる 《次ページへ続く》